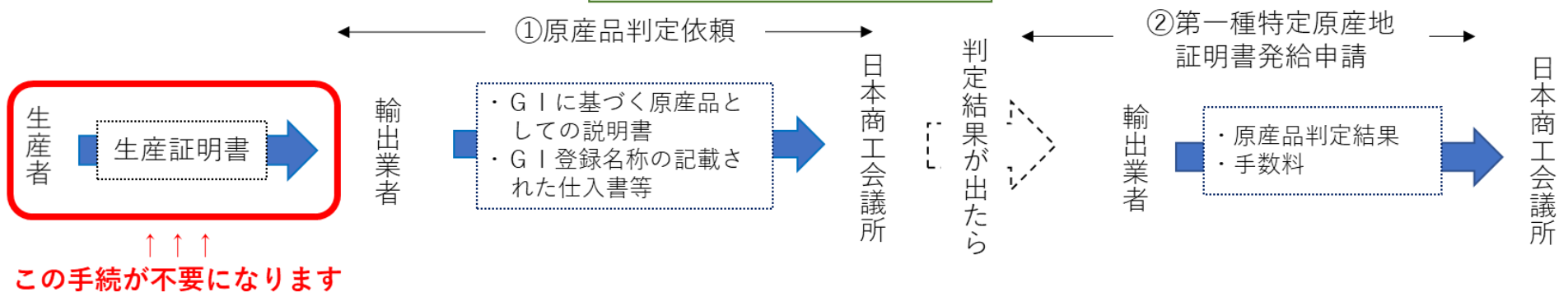


- 経済産業省及び農林水産省は、特定農林水産物等の輸出を促進するため、4月1日から、GI（地理的表示）産品の経済連携協定（EPA）利用手続を簡素化。
- 具体的には、GI保護制度（※）の特性により、日本原産であることがあらかじめ確認できる特定農林水産物等（GI産品）について、輸出業者は、生産証明書の代わりに、GI登録名称が記載された納品書等を利用して特定原産地証明書の発給申請ができるようになる。
- これにより、輸出業者は生産証明書を生産者から入手する必要がなくなる。

具体的な発給手続



※GI（地理的表示）保護制度

- ・「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（地理的表示法）に基づき、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている産品の名称を知的財産として登録し、保護する制度。
- ・具体的には、産品（特定農林水産物等）をその生産地や品質の基準とともに登録し、登録内容を満たす産品には、地理的表示（GI）と併せて、登録標章（GIマーク）の使用が可能となる。



<登録標章（GIマーク）>

簡素化後の申請手続の流れ

①企業登録 ⇒ ②原産性を明らかにする資料 ⇒ ③原産品判定依頼 ⇒ ④発給申請

- 特定原産地証明書 (CO) の発給申請手続は、全てオンラインで申請可能。
- まずは、日商に「企業登録」を行う。

- 原産品であることを明らかにする書類を用意する。
- 農林水産省ウェブサイトで「GI保護制度を活用して原産品判定依頼を行うことができる商品一覧」を確認し、「GIに基づく原産品としての説明書 (様式)」シートに記入する。

- 日商の「第一種特定原産地証明書発給システム」(システム) で、原産品判定を依頼する。
- その際、左記説明書とGI産品名称が記載されている納品書等の写しを添付する。

- 原産品判定承認後、システムでCOの発給を申請する。
- 申請受理後、原則2営業日で結果が通知されるので、手数料を支払ってCOを受領する。



【URL : <https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>】

農林水産省

登録商品一覧 (登録番号第1号〜30号)

GI産品のEPA利用手続の簡素化について

1. GI産品のEPA利用手続が簡素化されます！

4月1日から、その特性によりかき日本産であると確認できるGI産品については、輸出業者がGI登録番号が記載された仕入書や納品書を生産者等の代わりに利用して日本農工商会所に第一種特定原産地証明書の簡便手続ができるよう手続が簡素化されます。

(GI産品のEPA利用手続の簡素化に関するお問い合わせ先)

2. 具体的な手続

(1) 日本農工商会所に輸出する商品の原産品判定依頼を行います。
 (2) 簡便手続を利用する場合は、簡便手続を利用するための申請書(様式)を提出する必要があります。
 (3) 簡便手続を利用する場合は、簡便手続を利用するための申請書(様式)を提出する必要があります。

3. 地理的表示(GI)制度を活用して原産品判定依頼を行うことができる商品一覧

本簡便化の対象となるGI産品については、地理的表示(GI)制度を活用して原産品判定依頼を行うことができる商品一覧(12品目)に掲載された商品となります。対象となるGI産品は、随時更新されますので、手続を行う際には最新の情報を確認する必要があります。

【URL : https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/gi.html】

地理的表示(GI)に基づく原産品としての説明書(様式)

日本農工商会館 申請

判定受付番号:

※メールまたはFAXで判定資料を提出する場合にご記入ください

判定依頼のGI産品は、以下のとおり農林水産省にてEPAに基づく原産品であることが確認されています。
 GI産品名称が記載された仕入書、納品書等併せて提出いたします。

※色付きのマスにご記入ください

GI登録番号	XX
産品名称	〇〇メロン
登録団体(生産者)	〇〇市農業協同組合
(住所)	〇〇県〇〇市〇〇番地△
協定	日タイ
適用4S	HS2002
HSコード (6桁、半角英数字)	080719
原産品判定基準	完全生産品(WO)
根拠となる登録要件	適用マックス表
適用マックス表	令和2年02月06日現在

【判定依頼書】

会社名(屋号)

担当者氏名

住所: 東京都〇〇区〇〇5丁目〇番〇号
 組合名: 〇〇組合

〇年〇月〇日

納品書

〇年〇月〇日

品名	荷姿	単目	等級	数量	単価	生産者名
〇〇メロン	D B	10kg	A	10		〇〇〇〇

THE JAPAN CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY

特定原産地証明書の例 (日タイEPA)

1. Exporter's Name, Address and Country
 2. Importer's Name, Address and Country
 3. Name of Importer and mode of shipment
 4. Description for the exporter
 5. Declaration for the importer

Reference No. 180075001176001404
 AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE KINGDOM OF THAILAND FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP

1. Particulars of the goods to be certified
 2. Description of the goods
 3. Date of issue

Number and kind of packages: 10 Cartons
 Net weight: 10000000g

It is hereby certified, on the basis of control carried out that the goods described above meet the conditions required for the issuance of this certificate.

The Japan Chamber of Commerce and Industry

Place and Date: Tokyo, November 30, 2019
 Signature: [Signature]